

令和3年10月19日

斜里町長 馬 場 隆 様

斜里町公共料金等審議会

会長 佐々木 浩



下水道使用料金、し尿くみ取り・浄化槽汚泥処理料金の改定について

斜里町下水道事業及び斜里郡3町終末処理事業組合に関する標記について、下記のとおり答申する。

記

1. 改定内容

【下水道】

- (1) 下水道使用料金について、用途、基本超過料金に関わらず、一律20%の改定とする。

【し尿・浄化槽汚泥】

- (2) し尿くみ取り料金について、用途に関わらず、一律20%の改定とする。
- (3) 現在無料としている浄化槽汚泥処理料金について、料金を徴収する。

2. 改定時期

【下水道、し尿及び浄化槽汚泥】

令和4年4月1日から適用とする。

令和3年10月19日

斜里町長 馬 場 隆 様

斜里町公共料金等審議会
会長 佐々木 浩二

答 申 書

令和3年10月19日付けで諮問された下水道使用料金、し尿くみ取り・浄化槽汚泥処理料金の改定について答申する。

記

(1) 下水道使用料金改定について

今後の下水道事業運営に鑑み、諮問どおりとする。

(2) し尿汲み取り、浄化槽汚泥処理料金改定について

今後の事業運営に鑑み、諮問どおりとする。

(3) 料金改定時期について

諮問どおりとする。但し、十分な住民周知を行い実施されたい。

(付帯意見)

1. 各事業について、計画的で効率的な運営を図ること。
2. 各事業に関する経営状況等を、常に利用者に提供するよう努めること。